

宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設 事業計画書

団体名	みうら漁業協同組合
-----	-----------

※ 記載にあたっての留意事項

原則、次のとおりとしてください。

- ・ 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長型としてください。
- ・ 両面印刷又は両面コピーとしてください。
- ・ ページ数が複数となる書類については、通し番号（表紙から1／〇とし、以降2／〇、3／〇とする通しページ、〇には総ページ数を記入）を中央下に表記してください。
- ・ 記載欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

* この表は、グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください。

(令和7年1月現在)

団体名	みうらぎょぎょうきょうどうくみあい みうら漁業協同組合			
所在地	〒 238-0243 三浦市三崎5-12-5	電話番号	046-881-7261	
代表者	代表理事組合長 鈴木 清	ファクシ	046-882-1511	
設立年月日	平成6年 8月			
沿革	平成6年8月1日 三浦市内9漁協が合併して、神奈川県下最大規模の漁業協同組合を設立。 平成6年11月1日 三崎沿岸漁業協同組合連合会を包括承継。 平成17年3月15日 三崎漁業協同組合連合会と合併。 平成29年4月20日 諸磯漁業協同組合と合併。			
業務内容	共済事業、購買事業、販売事業、製氷冷凍事業、利用事業、漁場利用事業、 海業事業、指導事業を行っている。			
主な実績	出資金 3億5,066万円 購買品取扱高 1億2,635万円 販売品取扱高 15億3,153万円 製氷冷凍取扱高 1億9,507万円 利用施設受入高 2,402万円			
財政状況	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入(売上)	927,492,605	1,042,396,128	718,616,076
	総支出(支出)	1,008,379,970	1,125,909,328	681,905,900
	当期損益	△80,887,365	△83,513,200	36,710,176
	累積損益	272,558,196	189,044,996	225,755,172
応募に関する担当連絡先				
氏 名			部署・職名	
電話番号	046-882-2237	ファクシ	046-881-2361	電子メール

I サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等について

(1) 指定管理者としての基本方針等

ア 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

施設の設置目的や公共性、平等性など、公の施設としての役割を踏まえ、どのような施設運営を目指すのか、運営方針、考え方を記載してください。

宮川地区は都市住民と漁協との交流拠点として位置付けられ、指定管理施設施設はその一部であります。地元住民及び漁業者が、安全、安心で問題のない施設運営を基本と考えています。私達みうら漁協の事業所は市内にあり、関係団体（海業公社、観光協会）等との連携も容易に図る事が出来ます。又、宮川地区の住民の中には多くの当組合所属組合員がおり、地元住民との円滑なコミュニケーションをとるが出来ます。

施設の運営基準に沿って業務を遂行し、地域住民や利用者に対して広く開かれた公共の場として機能することを基本とし、その運営においてはすべての人々が平等に利用できることを最優先します。

イ 業務の一部を委託する場合の業務内容等

委託業務の内容について記載してください。

業務の一部を委託する計画はありません。

2 施設の維持管理について

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

施設内の船舟の航行の誘導及び係留補助に関する業務、施設の維持管理、保守管理、植栽帯管理、清掃業務についての実施方針について具体的に記載してください。また、船舟の航行の誘導等の業務にあたって、配置が望まれる有資格者（例えば、2級以上の小型船舶操縦士免許所有者、マリーナ安全管理者等、以下、「有資格者」という。）の配置や、人員配置計画、委託する業務がある場合は委託先の選定方法と業務水準を達成する見込み等について記載してください。

施設の専任者は小型船舶操縦士1級免許を有しており、常時契約執行業務を行います。係留艇は自主管理が前提になっておりますが、巡視等の際係留艇に異常があればオーナーに連絡を取ります。又、施設に異常があれば東部漁港事務所に速やかに連絡します。

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

(1) 利用促進のための取組

ア より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等

利用促進につながる事業の実施方針や取組内容等について、具体的に記載してください。
人員配置の工夫や委託の実施等による効率化についても記載してください。

利用客への接遇等に十分配慮し、満足して頂けるサービスを心掛け利用促進を図ります。

利用促進状況を把握するため、各年度の数値目標について、宮川一時停係泊特別泊地の利用隻数、駐車場の利用台数を設定し、設定の考え方も併せて記載してください。

(7) 宮川一時停係泊特別泊地の利用隻数

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
年度目標	6 隻	6 隻	7 隻	7 隻	8 隻

<設定の考え方>

過去の実績を参考に設定しました。

広報活動等を行う事により若干の増加を見込みました。

(イ) 駐車場の利用台数

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
年度目標	9 1 2 4 台	9 1 2 4 台	9 1 2 4 台	9 1 2 4 台	9 1 2 4 台

<設定の考え方>

過去の実績を参考に設定しました。

イ より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等

実施する事業の内容や対象者に応じて多様な手法を用いる等、効果的・効率的な広報・PRについて記載してください。

漁協事務所（本所、支所）に駐車場施設の利用案内を掲示、又、ホームページで情報を提供してPRし利用増加を図ります。

(2) 苦情要望等への対応

ア サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

利用者の意見・要望の把握方法や業務への反映の取組について、具体的に記載してください。また、トラブル発生時の対応方法について記載してください。

アンケート調査の実施により利用者の要望、意見等の把握に努めます。要望は県、行政機関、漁協内関係者と協議、調整し実行できるものから実行するよう努めます。

施設の利用者の苦情、トラブル等に関しては、利用者の立場にたって対処します。施設内を巡視し不審人物、不審車両等を発見した場合は速やかに警察に通報し、事故防止に努めます。

イ 手話言語条例への対応

施設の特性に応じた、手話に対応できる体制の整備や研修・講習の実施等に関する計画について記載してください。

手話に対応出来る様に手話に係る研修会等が開催された場合には積極的に参加するように努力します。又、受付に筆談器を設置してスムーズな意思疎通を図れる様にします。

(3) 自主事業の実施

施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

自主事業の内容が施設の設置目的と合い、サービスの向上につながる事業で、規模、経費から実現可能なものを記載してください。また、料金を徴収する場合には、額の設定の考え方についても記載してください。

自主管理が出来ないオーナーに代わって巡回を行い、船体の点検や荒天時の安全な係留維持に努めます。契約料は月額5,500円です。又、利益重視ではなくオーナーの利便性を図る為に船舶検査の申請、立会や充電器の貸出、プレジャーボート保険やBANの取次を行います。

(4) 利用料金

利用料金の設定の考え方

利用料金制度の趣旨・内容を踏まえ、利用料金の設定が施設の設置目的と合致している等、制度を活かした施設運営になっているか記載してください。具体的には、宮川環境整備施設（駐車場）の利用料金は、神奈川県漁港管理条例（以下「条例」といいます。）に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定めることができます。

条例で定めた利用料金上限額（参考資料 17）及び施設利用実績（参考資料 7）を参考にして、利用料金を設定してください。また、利用料金設定の考え方や理由も併せて記載してください。ここで定めた利用料金については、指定期間内に社会情勢及び運営環境など指定管理者の責によらない大きな変化により利用料金を変更する場合以外は原則変更できませんのでご注意ください。なお、指定管理者の責によらない場合は、あらかじめ協議して知事の承認を得て利用料金を変更できるものとします。

利用料金は条例に定める上限額、普通車・小型自動車・軽自動車（平日 520 円/1 日）
（休日 1040 円/1 日）

二輪車・原動機付自転車は（平日 150 円/1 日）（休日 310 円/1 日）に設定しています。

4 事故防止等安全管理について

(1) 事故防止対策、事故発生時の対応策

ア 水域施設内の事故防止をはじめとした指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容

事故防止に関するマニュアルの作成、職員研修の実施計画、停係泊利用者に対する安全指導などの内容を具体的に記載してください。なお、有資格者が配置できる場合はその旨を記載してください。

利用者の安全・安心確保を第一に優先します。県が定めたマニュアルに沿って巡視・点検を専任者が行います。専任者不在の場合は地元組合員が対応する体制にします。異常発見時は施設の運営基準に沿って関係機関及び関係者へ報告します。停係泊利用者に対しては港内非常放送で情報の伝達を行います。

イ 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針

事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案の認知時の連絡体制、対応マニュアル（救助方法を含む）や避難マニュアル等の作成、利用者の救助や避難を迅速に行う等安全面の確保を確実に行うことが可能となる人員体制、訓練の実施計画について具体的に記載してください。

事故発生を認めた時は施設の運営基準に沿って関係機関及び関係者へ報告します。専任者が不在の場合は地元組合員に協力を要請し対応します。訓練を実施し確実な対応ができる体制を日ごろから構築しておきます。

ウ 急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）

利用者の救急救護のための人員の配置、救命に係る職員研修についての計画を具体的に記載してください。なお、看護師、救命救急士などの有資格者を配置できる場合はその旨を記載ください。

利用客のけがや病気は対処可能な範囲で処置し状況に応じて関係機関に連絡します。救命に係る研修会等（普通救急救命講習）が開催された場合には積極的に参加するように努力します。

5 地域と連携した魅力ある施設づくりについて

(1) 地元関係団体との連携、協力、連携の取組内容

ア 地域人材の活用、地域との協力体制の構築

指定管理施設の運営にあたって、地域の人材活用や地域との協力体制に向けた取組方針や地域の実情に即した施設運営による利用者へのサービス向上に向けた取組方針について具体的に記載してください。

巡視、駐車場の料金徴収業務、清掃業務等に地域の人材を積極的に活用しています。地域との協力体制確立に向けて施設利用者、地域関係団体、地元住民と意思の疎通を図りたいと思います。

又、年一回地域住民が全員参加しての指定管理区域を含む漁港全域の草刈作業を行い、利用者の快適性を向上させるとともに地域と利用者の連携を図っています。

イ 地域との協力体制の構築、地元漁業者との連携、協力

漁業権が設定されている当施設における漁業者との利用調整、地元漁業者と連携した海難事故時の救助体制の構築について、取組方針を記載してください。また、新たに地域との連携を深めるための計画について具体的に記載してください。

地元に根差した漁業協同組合の特性を活かし、地元漁業者との利用調整を図りたいと考えます。港内、航路等で海難事故等を認めた場合は緊急措置を取ると共に関係機関に直ちに連絡します。

今までも地域の組織として地域と連携して参りましたがより連携を深める為に、新たに話し合いの場等を設けたいと考えています。

Ⅱ 管理経費の節減等について

6 節減努力等について

収支計画書及び経費積算内訳書（様式3）により審査しますので、記載は不要です。

【留意事項】

※ 次の場合は、選外とします。

○県が積算した指定管理料（5年間の総額）を超える提案。

○提案額の積算に重大な誤りがある（業務に必要な不可欠な経費が積算されていない等）。

○積算の内容が法令の規定等に抵触している（人件費単価が最低賃金法の最低賃金額を下回る等）。

※ 提案額の積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の項目を0点とします。

（例）

○再委託先への発注額が、極めて低い。

○人件費単価は最低賃金額以上ではあるが、県の積算単価を大幅に下回り、指定管理業務の実施に支障が生じるおそれがあるとき。

Ⅲ 団体の業務遂行能力について

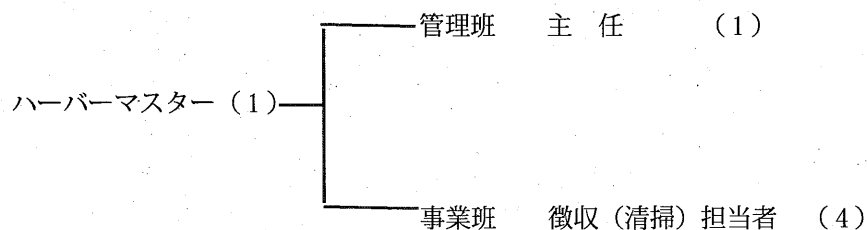
7 人的な能力、執行体制について

(1) 人的な能力、執行体制

ア 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うために必要となる現地での人員の配置等の計画や、本社等との連携や支援体制等について記載してください。

職員配置は図のとおりで、職務分担及び職務内容については、職務規定に定めるものとし、就業条件は、就業規則の定めるところによります。みうら漁協は市内に複数の事業所があり連携、支援体制は整っています。



イ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

指定管理業務の主たる部分となる業務外で業務の一部を委託する場合、業務の履行確認の方法について具体的に記載してください。

業務の一部を委託する計画はありません。

ウ 地元関係団体との調整力

施設内には漁業権が設定されていますので、施設利用にあたって漁業権者との調整が必要となります。漁業権者との調整方法について考え方を記載してください。

施設内の漁業権者はみうら漁業協同組合であり、調整能力を有していると思います。又、漁業権を行使する者はすべて当組合の組合員であり、定期的な話し合いを持つなどして調整を図りたいと考えます。

エ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員の採用状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況

指定期間を通じて安定して、指定管理業務を行うための人材育成計画について、実施時期や研修内容等について記載してください。また、この業務に併せて職員を採用する場合はその採用計画（時期、期間、要求する能力等）について詳しく記載してください。

また、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策等労働環境の確保のための方針について記載してください。

職員の採用に関しては、緊急時の対応等を考慮して近隣に居住する者を優先採用します。優秀な人材の確保は一般企業の選考基準と同様で、健康、能力、資格、性格（協調性、積極性）、信用（真面目）等を基準に適格者の採用に努めます。労働時間短縮の取組としてテクノロジーや自動化を活用して業務を効率化することにより、同じ成果を上げるための労働時間短縮を図ります。

ハラスメント防止対策として、組織の姿勢方針を明確に職員に伝え、組織の姿勢を従業員に理解させます。同時に従業員の意識を喚起することで、職場におけるハラスメントの未然防止を図ります。

8 財政的な能力について

(1) 財務状況

安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い

事業報告書、貸借対照表、損益計算書等により審査しますので、記載は不要です。

9 コンプライアンス、社会貢献について

(1) コンプライアンス、社会貢献

ア 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規定の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）

法人又は団体における企業倫理等に関する諸規定の整備状況と諸規定及び施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの関係法令遵守を徹底するための取組状況について具体的に記載してください。

労働条件審査の実施計画（団体自身での労働条件の確認も可）など労働条件の確認方法について記載してください。

申請開始の日から起算して過去3年間の労働基準監督署・年金事務所等からの指摘事項の有無について記載するとともに、ある場合はその事案毎に指摘事項の概要と労基署等への報告内容（是正内容、是正完了年月日など）等対応状況について具体的に記載してください。

*** グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください。**

定款、規約、諸規定類は、県の常連検査により指摘された事項は改善を行っています。
県漁連等関係機関が開催する職員研修会に参加し、知識の向上を図っています。

イ 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

「神奈川県地球温暖化対策計画」に配慮した、指定管理業務を実施する際におけるごみの減量化、再生紙の活用、グリーン購入等に関する運営方針について具体的に記載してください（「神奈川県地球温暖化対策計画」については参考資料12のとおりです）。

循環型社会づくりのために、オフィス古紙の減量化、グリーン購入法適合商品・サービスの購入を推進し、廃棄に当たっては、資源の有効活用や適正処理を図り業務を実施します。

ウ 再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組

神奈川県地球温暖化対策計画等に配慮した、小売電気事業者と締結する電力の契約における、再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組方針について、具体的に記載してください。

再生可能エネルギーの調達促進: 省電力電気事業者との契約において、再生可能エネルギーの割合を高めることを目指します。具体的には、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギー源からの電力を優先的に調達する方針を採用します。

エ 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

(ア) 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

* グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください。

○障害者雇用状況（令和6年6月1日現在）※1

法定雇用障害者数の算 定の基礎となる労働者 数 (A)	うち常用雇用 障害者数(B)	実雇用率 (B)／(A)×100	不足数 (A)×法定雇用率※2－(B)
(25)	(0)		

※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、障害者雇用促進法という。）に基づき、厚生労働省に報告している令和6年6月1日現在の障害者雇用状況を記載してください。報告義務のない法人については、(A)、(B)を記載してください。

算定方法については、厚生労働省に報告する障害者雇用状況報告書の記載要領を確認してください。

※2 法定雇用率については厚生労働省のHPを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html

○未達成の場合の今後の対応について記載してください。

○障害者雇用促進法に基づく国（公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令の有無（チェックを入れてください）

☐ 有（計画作成命令を受けた後の対応について：)

☒ 無

(イ) 障がい者雇用促進の考え方と実績

障がい者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）に優先的に発注するなど障がい者雇用を促進する考え方や実績を記載してください。

*** グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください。**

障害者雇用促進等についての実績はありませんが、今後、障害者雇用促進に努めたいと考えています。

オ 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方

(ア) 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合における合理的な配慮（具体的な取組）を提供するとともに、意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができることで、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うよう努める必要がありますが、その合理的配慮に関する具体的な考え方や実績について記載してください。

*** グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください。**

私達は「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえ障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去を実施していきたいと考えています。具体的には、バリアフリーの環境整備や、情報提供の工夫、コミュニケーション支援などが挙げられます。

しかしながら、当施設は船舶の停係泊を主とした特殊な施設であり、施設の大半は海上にあり大変危険な施設であります。その様な状況を考慮して社会的障壁の除去については慎重に対応して行きたいと考えています。

(イ) 「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた障害者への配慮に係る方針や、障害者への理解促進に向けた研修などの具体的な取組等について記載してください（「ともに生きる社会かながわ憲章」については参考資料 13 のとおりです）。

*** グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください。**

障害者への理解促進に向けた研修などが開催された場合には積極的に参加するように努力します。又、障害者福祉に関する施策を持続可能なものとするために、行政、民間、地域住民で協力し合い、長期的な視点で支援体制を整えたいと考えます。

カ 手話言語条例への対応

応募団体の状況に応じた、手話に対応できる体制の整備や研修・講習の実施等に関する計画と実績について記載してください。

*** グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください。**

手話に対応出来る様に手話に係る研修会等が開催された場合には積極的に参加するように努力します。又、受付に筆談器を設置してスムーズな意思疎通を図れる様にします。

(受付に筆談器を設置しています。)

キ 社会貢献活動等、CSR（企業の社会的責任）の考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組

(ア) 応募団体等が社会的責任を果たし、または社会貢献を行うための具体的な活動について、その計画と実績について具体的に記載してください。

*** グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください。**

みうら漁業協同組合は、海を生活の場とする漁業者で構成される団体であり営利を直接の目的とする株式会社とは違います。「漁業者の生活向上、漁村地域の発展」と「消費者の皆さまに安全・安心な水産物を安定的に供給すること」を第一の使命とし、事業活動に取り組んで参りました。

※海岸清掃、種苗放流等を通じて海を守り育てまいりました。

※食料供給の担い手として、安全・安心・新鮮な水産物を提供してきました。

※都市・農山村の人々と交流を深め、活気ある漁村をつくってきました。

SDGs推進への取組

私達漁業協同組合の根幹をである水産業は、天然で再生産する魚介類資源を利用するものであり、適切に管理すれば持続可能な形で利用できる資源です。みうら漁協では持続的な水産物調達を目的とした資源管理協定に組合員と共に参画し、漁獲される水産資源の保存及び管理を図りました。私達は水産業をとおして海の豊かさを守りSDGs推進に取り組んで行きたいと考えております。

(イ) 施設と関連のあるSDGsの目標（目標14、目標17）について、達成のための取組方針等について記載してください（SDGsの概要については参考資料14のとおりです）。

*** グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください。**

当施設は、漁港内に混在するプレジャーボートと漁船を分離・集約し、漁業と海洋性レクリエーションとの調和ある発展及び活力ある地域社会の創造に資するよう漁港の多目的利用を推進することを目的に設置された施設であります。私達は施設運営をとおして海の豊かさを守り、パートナーシップで目標達成に取り組んで参りたいと考えます。

10 事故・不祥事への対応、個人情報保護について

(1) 事故・不祥事への対応、個人情報保護

ア 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

該当期間内の事故等の有無について記載するとともに、ある場合はその事案毎に事故等の概要（法令違反があった場合は根拠法令と処分内容を明記すること）と対応状況及びその有効な再発防止策について具体的に記載してください。

（該当の有無を記載し、該当がある場合は様式7により記載し、提出してください）

*** グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください。**

過去3年間に重大な事故又は不祥事はありませんでした。

イ 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

個人情報保護の取組について、管理保管計画や取り扱う職員への教育、研修体制について記載してください。なお、指定管理業務で取り扱う個人情報は、宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地利用者の氏名、住所、電話番号です。

*** グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください。**

みうら漁協としては必要以外の個人情報は収集しません。今までと同様入出港届を鍵付きの保管庫で管理をし、個人情報が不特定の者の目にふれる事のないようにします。

個人情報に関する研修会等が開催された場合には積極的に参加するように努力します。

11 これまでの実績について

(1) 類似の業務を行う施設での管理実績

ア 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

三崎漁港宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の特性を生かせるような類似施設の良好な管理実績がある場合には、概要を記載してください。また、該当する場合は類似施設の運営実績を記載した次の書類を提出してください。

(ア) 類似施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間利用者数等

(イ) 類似施設の管理運営体制、管理運営業務の期間

(ウ) 類似施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等

*** グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください。**

類似施設の実績はみうら漁協小網代地区が45年以上、諸磯地区が40年以上の実績があります。施設の運営方法及びオーナーへの接遇等、有効なノウハウがあります。

イ 県又は他の自治体における指定取消しの有無

県又は他の自治体において指定管理業務を行っていた際にその指定の取消の有無について記載願います。また、取り消された事実がある場合には、指定管理業務の概要、取り消された原因等を具体的に記載してください。

*** グループ申請の場合は構成する団体毎に記載してください。**

他の自治体における指定取消しはありません。

類似施設の運営実績を記載した書類

(1) 小網代地区におけるプレジャーボートの管理について

概況

三崎漁港小網代湾の水域において、県の許可を受けて停係泊するプレジャーボートの船体管理を昭和40年代から当漁協（合併前は小網代漁協）が委託をうけて行っており、最初は十数隻から始まり、年々増加して現在45隻の管理をしている。

施設

三崎漁港小網代湾水域の県の停係泊の許可を受けた船艇の船体管理。

施設の内容

三崎町小網代1385-18 小網代ヨットクラブハウス 136.62 m²

テンダーボート置場施設 168 m² 鉄パイプ造 テンダーボート保管 60 隻分

FRP製浮桟橋 2基 水面 25.90 m² 係留チェーン 12本 アルミ製タラップ 1本

施設の管理体制

地区担当職員1名（兼務）船艇海上管理点検 漁業者組合員2名（臨時雇用）

管理運営業務の時間

周年（停係泊許可期間）管理業務は、安全管理の監視点検が主体で利用者の利用時間の制限はない。

管理運営経費の収支

地区勘定で一括処理

(2) 諸磯地区におけるプレジャーボートの管理について

概況

三崎漁港諸磯湾の水域において、県の許可を受けて停係泊するプレジャーボートの船体管理を昭和50年代から当漁協（合併前は諸磯漁協）が委託をうけて行っており、現在92隻の管理をしている。

施設

三崎漁港諸磯湾水域の県の停係泊の許可を受けた船艇の船体管理。

施設の内容

三崎町諸磯606番地地先 諸磯ヨットオーナーズクラブハウス 71.09 m²

テンダーボート保管発着浮き桟橋2基 92.68 m² テンダーボート保管 40 隻分

給水給電浮き桟橋1基 24.0 m²

施設の管理体制

地区担当職員1名（常勤）船艇海上管理点検 漁業者組合員1名（臨時雇用）

管理運営業務の時間

周年（停係泊許可期間）管理業務は、安全管理の指導、警戒監視点検が主体で利用者の利用時間の制限はない。

管理運営経費の収支

地区勘定で一括処理